

景観チェックシート、行為届出（通知）書 添付図面一覧

- (注) 1 景観チェックシートに添付した図面に変更が無い場合は、行為届出（通知）書に同種類の図面を添付する必要はありません。
- 2 代理人が提出をされる場合は、委任状の添付をお願いします。

行為の種類	添付すべき図書	
	種類	備考
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図	縮尺 2,500 分の 1 以上のもの。行為を行う区域を明示すること。
	配置図	新築、増築、改築及び移転の場合のみ必要。縮尺 100 分の 1 以上のもの
	各面の立面図	縮尺 50 分の 1 以上のもの。着色し、マンセル値を表示すること。露出する建築設備及び各部分の仕上げを表示すること。
	外構及び擁壁平面図	新築、増築、改築及び移転の場合のみ必要。縮尺 100 分の 1 以上のもの。材質、形態を記載し、植栽は木竹名を表示すること。
	現況を写したカラー写真	2 方向以上から撮影すること。
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図	縮尺 2,500 分の 1 以上のもの。行為を行う区域を明示すること。
	配置図	新設、増築、改築及び移転の場合のみ必要。縮尺 100 分の 1 以上のもの
	各面の立面図	縮尺 50 分の 1 以上のもの。着色し、マンセル値を表示すること。各部分の仕上げを表示すること。
	現況を写したカラー写真	2 方向以上から撮影すること。
	製品の仕様を示す図書	工作物が既製品の場合で、新設のときのみ必要。
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発	位置図	縮尺 2,500 分の 1 以上のもの。行為を行う区域を明示すること。
	土地利用計画図	縮尺 100 分の 1 以上のもの。予定建築物の用途及び配置を表示すること。

行為	造成計画平面図	縮尺 100 分の 1 以上のもの。がけ又は擁壁の位置、構造及び高さを表示すること。切土（黄）、盛土（赤）に着色すること。等高線を薄く表示すること。
	造成計画断面図	縮尺 100 分の 1 以上のもの。切土又は盛土をする前後の地盤面、擁壁及びがけの位置を表示すること。
	擁壁の断面図	縮尺 50 分の 1 以上のもの
	緑化計画平面図	縮尺 100 分の 1 以上のもの。保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし、樹種及び樹高を表示すること。
	現況を写したカラー写真	2 方向以上から撮影すること。
駐車場、資材置き場その他の整備（土地の区画形質の変更を伴うもの）	位置図	縮尺 2,500 分の 1 以上のもの。行為を行う区域を明示すること。
	土地利用計画図	縮尺 100 分の 1 以上のもの
	造成計画平面図	縮尺 100 分の 1 以上のもの。がけ又は擁壁の位置、構造及び高さを表示すること。切土（黄）、盛土（赤）に着色すること。等高線を薄く表示すること。
	造成計画断面図	縮尺 100 分の 1 以上のもの。切土又は盛土をする前後の地盤面、擁壁及びがけの位置を表示すること。
	擁壁の断面図	縮尺 50 分の 1 以上のもの
	緑化計画平面図	縮尺 100 分の 1 以上のもの。保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ色分けし、樹種及び樹高を表示すること。
	現況を写したカラー写真	2 方向以上から撮影すること。
大磯景観資産に登録されている木竹の伐採	位置図	縮尺 2,500 分の 1 以上のもの。行為を行う区域を明示すること。
	木竹の配置図	縮尺 100 分の 1 以上のもの。伐採する木竹及び代替植栽する木竹が判断できるようにそれぞれ色分けし、木竹名を表示すること。
	現況を写したカラー写真	2 方向以上から撮影すること。
完了届出	完成を写したカラー写真	2 方向以上から撮影すること。

- 備考
- 1 行為の規模が大きいため、上記に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて、町長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。
 - 2 行為がまちづくり条例第 26 条第 3 項各号に掲げる開発事業に該当するときは、上記に掲げる図書のほか、まちづくり条例第 37 条第 4 項の規定による協定内容を記した書面の写しを添付するものとする。
 - 3 上記に掲げる図書のほか、町長が必要と認める図書を添付するものとする。
 - 4 複数の行為に関し、同一の景観チェックシート又は行為届出（通知）書を提出する場合は、重複する図書は 1 部を添付すれば足りる。